

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 白兔グラウンドゴルフ場照明器具取替業務
- (2) 数量及び仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和9年2月26日まで
- (4) 履行場所 鳥取市伏野1611番地 白兔グラウンドゴルフ場

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和7年鳥取市告示第392号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「電気・通信機器類」の「電気・通信機器」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、本組合又は鳥取市から競争入札参加の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県東部圏域内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、公告の日において当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 業務の実施にあたっては、電気工事士（第一種又は第二種）を現場責任者として配置すること。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和8年7月17日の午後1時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送

信して行うこと。また、質問書の送信後は、必ず電話によりその旨を連絡すること。回答は、本組合公式ウェブサイト (<http://www.east.tottori.tottori.jp/>) に同月 22 日の午後 1 時までに掲示する。

(2) 質問書の送信先

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局環境衛生課（電話：0857-26-0532）
ファクシミリ：0857-29-2759

4 入札参加資格確認申請書の提出期間、提出場所等

入札に参加しようとする者は、次に従って入札参加資格確認申請書（別紙 2）を持参により提出しなければならない。2 の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことが証明できない者は、入札に参加することができない。

(1) 提出期間

公告の日から令和 8 年 7 月 22 日までの日（平成元年鳥取県東部広域行政管理組合条例第 6 号）において読み替えて準用する鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所

鳥取市鍛冶町 18 番地 2 鳥取県東部広域行政管理組合事務局庁舎 3 階
鳥取県東部広域行政管理組合 事務局環境衛生課（電話：0857-26-0532）

(3) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果については、入札日の前日までにファクシミリで通知します。

5 入札方法等

- (1) 入札は、総価による入札とする。
- (2) 入札書は別紙 3 を使用し、入札金額には総額を記載すること。
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参加しない者は、棄権とする。郵送による入札は、無効となるので注意すること。
- (4) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状（別紙 4）を提出すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当

する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (7) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札回数は、3 回を限度とする。
- (9) 再度入札において前回の入札最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 開札は、入札終了後直ちに行う。
- (11) 入札に参加する資格のある者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札執行前にあっては、入札辞退届を 4 の(2)の場所に持参、郵送又はファクシミリにより提出すること。入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。
- (12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市鍛冶町 18 番地 2
鳥取県東部広域行政管理組合 事務局分庁舎 2 階会議室
- (2) 日時 令和 8 年 7 月 27 日 午後 2 時 30 分

7 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取県東部広域行政管理組合財務規則（昭和 53 年鳥取県東部広域行政管理組合規則第 12 号）第 4 条の規定により準用する鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号。以下「契約規則」という。）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に

違反した入札

- (3) 同一の入札に対して同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 郵送による入札
- (9) その他、入札執行者が無効と認めた入札

8 落札者の決定方法

- (1) 契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2名以上の場合は、くじにより落札者を決定する。なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認められるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (5) 問い合わせ先 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局環境衛生課 小林

電話：0857-26-0532

ファクシミリ：0857-29-2759